



令和4年11月14日
 公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター
 TEL：075-354-8701

〔取次：京都市都市計画局まち再生・創造推進室〕
 TEL：075-222-3503〕

祇園新橋歴史的建造物の利活用事業者募集について

公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター（以下「財団」という。）では、財団の目的である京都らしい景観の保全・創造など京都市の都市特性をさらに伸ばしていくため、この度、京都市から借り受けた祇園新橋歴史的建造物を活用してサブリース事業を行うこととなりました。つきましては、その利活用事業者を公募型プロポーザル方式で募集することとなりましたので、お知らせします。

この建造物は、篤志家からの寄贈を受けた京都市において、歴史ある祇園新橋の特性や外観を活かした活用が図られてきました。当財団としても、「祇園新橋の町並みと風情を守る」、「祇園新橋の新たな魅力を創る」、「京都の文化を世界に発信する」を基本コンセプトとし、引き続き歴史ある祇園新橋の特性や外観を活かした利活用を行う事業者を募集するものです。

なお、選ばれた事業者には当該建造物を貸し付け、事業者によって必要な建物の改修を行い、実際に事業展開していただきます。歴史ある祇園新橋を地域とともに盛り上げ、その魅力を発信していただける事業者の応募をお待ちしています。

1 本件建造物について

(1) 所在地

京都市東山区末吉町77番地6、103番地2

【アクセス】

京阪本線「祇園四条駅」から徒歩3分

市営地下鉄東西線「三条京阪駅」から徒歩5分

阪急京都線「京都河原町駅」から徒歩7分

(2) 概要

土地：171.20 m²

建物：木造2階建て、延べ床面積225.45 m²
 （1階115.37 m²、2階110.08 m²）

※ 建築年代は明治初期（口伝による）

※ 空調機器・衛生設備機器等の残置物は
 活用可能



(3) 経 過

平成 25 年度 寄附受納

平成 27 年度 耐震改修及び屋根修理工事施工

前利活用事業者の利用開始（平成 27 年 4 月～令和 4 年 6 月）

2 事業概要について

(1) 事業スキーム



(2) 契約形態

定期建物賃貸借契約とし、貸付期間は 10 年間とします。

ただし、この期間には改修工事及び契約満了による原状回復工事期間を含みます。

貸付料は、最低制限額を 80 万円（月額、税別）とし、応募者の中から選定された借受人の提示した額とします。なお、保証金は貸付料の 6 か月分とします。

3 利活用事業者の選定について

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とします。基本コンセプトである「祇園新橋の町並みと風情を守る」、「祇園新橋の新たな魅力を創る」、「京都の文化を世界に発信する」を主たる評価項目とし、事業を持続的に運営できる資金力、企画力、技術力及び経営能力を有する事業者を財団内に設置する事業者選定委員会において選定します。

また、応募に係る募集要項、書式等は特設 WEB ページをご覧ください。

【特設 WEB ページ】

祇園新橋歴史的建造物の利活用事業者募集のご案内

URL <https://kyoto-machisen.jp/gionproject>



(2) スケジュール

募集要項の公表・配布	令和4年11月14日(月)
現地見学会の開催(応募者は原則としてご参加ください。)	令和4年11月28日(月)、11月29日(火) 12月9日(金)、12月12日(月)
応募提案書類の受付	令和5年2月1日(水)～2月28日(火)
書類選考結果の公表(第1次審査)	令和5年3月下旬予定
提案内容のヒアリング(第2次審査)	令和5年3月下旬予定
優先交渉権者の決定	令和5年3月下旬～4月上旬
建物賃貸借契約の締結	令和5年4月下旬以降

4 受付窓口

募集に関する質疑は所定の質疑書に記入いただき、メールでの送信をお願いいたします。質疑・回答については、特設WEBページ上で公表します。窓口、郵送、電話、FAXでのお問合せはご遠慮ください。

なお、取材、周知等に関するお問合せはメール、電話、FAXにて対応させていただきます。

【お問合せ先】

公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター 事業第一課

E-mail(本件受付専用) gion@kyoto-machisen.jp

電話：075-354-8701 FAX：075-354-8704